

診療室だより

9月号



保険証・受給者証には有効期限があります ご確認ください！！

国民健康保険 市町村によって期限が違います。

社会保険 同じ企業にお勤めでも切り替わることがあります。

自立支援医療券受給者証

1年目は更新後に、2年目は診断書提出後に新しい受給者証が届きます。

重度心身障害者医療費受給券

1年ごとに切り替わります。

年度で負担額が変わることがあります。

**新しい保険証、受給者証が届きましたら、
すぐに医事課までお知らせ下さい。**

よろしく申し上げます

医事課事務 大橋